

うるま市認可保育施設等 各位

うるま市長 島袋 俊夫  
( 公 印 省 略 )

## 認可保育施設等における5月7日以降の対応について

日頃より、本市の教育・保育行政についてご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

沖縄県の緊急事態宣言を受け、令和2年4月23日付け「認可保育所施設等における受入れ対象児童の縮小について」により受入れ対象児童を縮小して保育を実施していただいておりますが、連休明け（5月7日（木）以降）の認可保育所等の運営について、下記のとおりといたしますので、ご対応のほどよろしく申し上げます。また、保護者の通知をよろしく申し上げます。

### 記

#### 1 5月7日以降の本市の対応について

(1) 沖縄県の緊急事態宣言が延長された場合

- ① 緊急事態宣言が解除されるまでの間、受入れ対象児童を縮小した保育とします。
- ② 受入れ対象児童

保育の対象は、下記（ア）から（ウ）のいずれかに該当し、かつ休暇取得が困難な場合とします。

- (ア) 医療など社会生活（警察、消防等）の維持に必要な業務の従事者
- (イ) 社会福祉施設などの従事者
- (ウ) やむを得ない事情のある人

※ やむを得ない事情とは、休むことにより著しく収入が減少する場合等を想定しております。

(2) 沖縄県の緊急事態宣言が解除された場合

- ① 下記の期間は、仕事を休むことが可能な場合や在宅勤務等により、家庭でお子様をみる事が可能な家庭は、登園自粛をお願いします。
- ② 期間：令和2年5月7日（木）から5月16日（土）まで。

注) 内容や期間につきましては、新型コロナウイルスの感染状況により随時変更等があります。変更等がありましたら改めてご連絡いたします。

お問合せ先 うるま市こども部  
保育幼稚園課 TEL：098-973-5427  
こども未来課 TEL：098-989-5313  
<https://www.city.uruma.lg.jp/kurashi/119/801/18507>